

被保険者各位

近畿電子産業健康保険組合
理事長 岡本 弘

平成 25 年度の保険料率等について（お知らせ）

平成 24 年度の当健康保険組合の決算見込みは、被保険者数と標準報酬月額が前年度に引き続きわずかに増加し収支の均衡が保たれる見込みとなりました。

平成 25 年度の保険料率は、依然として長引く不況のもと経済情勢の悪化による保険料収入の減少や高齢者医療制度への支援金・納付金等の大幅な増加などにより健康保険をとりまく情勢は大変厳しく、積立金の取り崩しにより平成 25 年 3 月分以降の保険料率を現行（健康保険料率 90%、介護保険料率 15%）のまま据え置くことが、平成 25 年 2 月 27 日の組合会において決定されましたのでお知らせいたします。

今後も様々な支出削減努力を行うとともに、限られた保健事業予算のなか、医療費の適正化や疾病予防対策に注力してまいりますので、ご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1 保険料率について

※一般保険料率の内訳と調整保険料率が変わります。

		平成 25 年 2 月分まで	平成 25 年 3 月分から (平成 25 年 4 月 30 日納付期限)	使 途
健康 保 険 料 率	一般 保 険 料 率	基本保険料率 $\frac{47.83}{1000}$	$\frac{40.70}{1000}$	当健康保険組合加入者の医療給付等に充てる保険料
		特定保険料率 $\frac{40.98}{1000}$	$\frac{48.00}{1000}$	高齢者の医療を支える費用に充てる保険料
		調整保険料率 $\frac{1.19}{1000}$	$\frac{1.30}{1000}$	全国の健康保険組合間の共同事業に充てる保険料
介護保険料率		$\frac{15.00}{1000}$	$\frac{15.00}{1000}$	介護保険第 2 号被保険者（40～64 歳）分の保険料

2 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限額について

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、毎年度前年の 9 月 30 日現在における当健康保険組合全被保険者の標準報酬月額を基に決定することとなっています。

当健康保険組合全被保険者の平均標準報酬月額は、平成 24 年 9 月 30 日現在で 34 万円となっており前年度と変更がありません。

この標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額が 36 万円以上の方に適用されるものであり、退職時の標準報酬月額が 34 万円以下の方につきましては退職時の標準報酬月額がそのまま適用されます。

3 健康保険組合の財政の概況と平成 25 年度の健康保険料率について

① 平成 24 年度決算見込みについて

被保険者数、標準報酬月額とも微増しましたが、賞与額は昨年実績をやや下回る見込みで、保険料収入は昨年並みの 231 億円となる見込みです。また、国から高齢者医療運営円滑化補助金 2 億 9,174 万円の交付があり収入合計は 237 億円の見込みです。支出では保険給付費が約 115 億円、高齢者に対する支援金・納付金等が、平成 22 年度支払額の精算により前年度より約 12 億円減少し、99 億円の負担となり支出合計は 230 億円の見込みです。この結果、決算残 約 7 億 3,000 万円のうち 7 億円弱を別途積立金に繰入れ、残額を平成 25 年度に繰越します。

② 健康保険組合を取り巻く情勢

全健康保険組合の平成 23 年度決算では、経常収支で 3,489 億円の赤字で、4 年連続の 3,000 億円を超える赤字となりました。その結果、平成 19 年度以降の 4 年間で別途積立金を約 1 兆 8,000 億円を取り崩し、平成 23 年度残高は約 1 兆円に減少しました。平成 24 年度では全健康保険組合の約 4 割に当たる 584 組合が保険料率を上げています。平成 25 年度予算における近畿の総合健康保険組合の平均保険料率は、95.66%と見込まれており、100%を超える組合は 61 組合中 22 組合に達する模様です。

協会けんぽは、国の財政特例措置が継続され、平成 25 年度の全国平均保険料率を 100%に据え置くこととなりました。

③ 平成 25 年度予算と健康保険料率について

算定基礎数値については、前年度の実績と社会情勢や経済状況を踏まえ、被保険者数は 52,500 人、平均標準報酬月額は 337,000 円と見込んでいます。特に賞与については、これまでの異常な円高や、なお不透明な経済情勢などの影響を考慮し、平成 24 年度の 8 割弱、約 340 億円と見込んでいます。健康保険組合間の高額医療費の共同負担事業等に充てられる調整保険料率が 1.30%に改定されました。

支出については、保険給付費の一定の伸びが予想されるとともに、高齢者への支援金・納付金等は、平成 22 年度支払額の精算により一時的に少なかった前年より約 18 億円多い 118 億円となります。

これらの情勢を踏まえ、平成 25 年度の健康保険料率は、90%に据置きといたしますが、別途積立金を約 29 億円繰入れ、その残額は 15 億円に減少する見込みです。現在の財政状況が続けば平成 26 年度は保険料率を改定せざるをえない状況です。

年々増え続ける医療費に対し、疾病予防事業の充実や医療費の適正化に向けての点検作業など、効率的で効果的な事業を推進し支出の抑制に努めます。

収入については、景気の動向の影響を強く受けますが、積極的な被保険者、標準報酬の確保により安定した基盤づくりに努めていきます。

4 平成 25 年度の介護保険料率について

介護保険料は、毎年度、健康保険組合ごとに納付すべき介護納付金をまかなえるだけの保険料率を設定することとされており、健康保険組合は保険料徴収機関の役割を担っております。平成 22 年度までは準備金を取り崩し介護保険料率 11%を維持してきましたが、平成 23 年度からは料率を 15%に引き上げたことにより収入が確保でき、収支残額の積立てにより法定準備金積立目標額を上回る見込みです。平成 25 年度の介護納付金は前年比 1 億 8,000 万円増の約 18 億 7,800 万円と予定されております。当健康保険組合では、介護保険第 2 号被保険者である 40 歳以上 65 歳未満の被保険者数 23,800 人、平均標準報酬月額 400,800 円、総標準賞与額 179 億円と見込んでいます。介護保険料率は、毎年増加する介護納付金の支払いと景気の動向による給与等の支給額の変化に対応できるよう 15%に据置くことにしました。

* 別途積立金・・・健康保険組合が独自に年度決算後の剰余金を積み立てておくお金

* 法定準備金・・・保険給付費・高齢者医療支援金・納付金等の支払いに充てるため、その支払額の 3 ヶ月分相当額を法律に定められて積み立てておくお金